

監査の結果について

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による監査を寒川町監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表し、同条第10項の規定により、意見を提出します。

令和5年1月27日

寒川町監査委員 北村美仁  
同 太田眞奈美

**1 監査の種類**

財務監査のうち定期監査

**2 監査の実施期間**

令和4年12月9日から令和4年12月23日まで

**3 監査の対象部課等**

総務部 人事課、総務課

**4 監査の対象**

令和4年度（令和4年4月1日から令和4年10月31日まで）の財務及び事務の執行状況

**5 監査の着眼点（評価項目）**

これまでの監査結果を踏まえ、留意事項等があった事務事業の改善状況を確認するとともに、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理や事務の執行が法令、規則等に基づき適切に執行されているか、公有財産が適切に管理されているか、予算執行に対して効果的かつ効率的な事務が行われているか、組織や運営の合理化が図られているかなどに着目して監査を実施した。

**6 監査の実施内容**

予算執行、収入、支出などの会計事務処理、契約締結及び履行、事務事業の執行、補助金等事務の正確性や庶務事務の適否などについて、検査資料等の抽出検査の他、ヒアリングを実施して検査を行った。

**7 監査の結果**

**【総務部 人事課】**

令和4年度に係る財務及び事務事業については、おおむね適正に執行されているものと認められた。軽微な留意事項については、口頭で指導した。

**【総務部 総務課】**

令和4年度に係る財務及び事務事業については、おおむね適正に執行されているものと認められた。軽微な留意事項については、口頭で指導した。

## 8 監査の結果に関する意見

### 【総務部 人事課】

#### (1) 職場環境の整備について

人事課職員の勤務の実態を確認したところ、31日間の連続勤務や、1か月に189時間の時間外勤務があった。また、時間外勤務の申告と実態の乖離が多くみられるなど、職員の負担が過度にある状況が分かった。

このことについては、「寒川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則」に基づき当該時間外勤務等に係る要因の整理、分析及び検証を行われたい。また、「寒川町過重労働対策実施要綱」による面接指導、健康管理票の作成、超過理由書による報告を行われたい。

時間外勤務の削減や年休の取得について、人事課は庁内への指導や勧告をする立場にあり、課内職員の体調不良等、特殊な状況があったことを考慮しても過度の時間外勤務が発生していることは、大変遺憾な状況である。

職員の心身の健康管理面から、時間外勤務を削減するため業務の効率化を図る応援体制を構築されたい。

#### (2) メンタルヘルスについて

町では、産業医による相談や、職員ストレス診断を実施しているが、職員の休職等の状況は増加傾向にある。メンタル面の不調で長期休暇を取る職員がいることは、本人や職場全体においても大きな損失となるため、働き方改革にスピード感をもって取り組んでほしい。

なお、職員の休職及び復職については、寒川町職員健康管理審査委員会の審査事項とされているが、開催実績がなかった。

今後は、復職プログラムの作成や精神保健福祉士による復職支援業務を委託するなど、より専門的できめ細やかな対応も必要と思われるため、寒川町職員健康管理審査委員会の開催と併せて検討されたい。

#### (3) 人材育成について

若手職員の育成やキャリア形成支援、環境の変化に自ら変化を起こす職員の育成などが必要不可欠であり、職員一人ひとりが高いモチベーションを持ち、能力を発揮できるような人材育成に取り組んでほしい。

また、町の職員研修概要にあるように、全職員がOJTの重要性を認識し、人を育てる風土や自ら学ぶ風土の醸成についても引き続き努められたい。

#### (4) 職員評価制度について

町の職員評価制度は、能力給が管理職以外には導入されていないが、職員のやる気を起こさせるような制度として、管理職以外の職員にも導入を検討されたい。

#### (5) 総括的な意見として

住民ニーズの多様化により業務量が増える中、正規職員の増員が難しいことから、会計年度任用職員の雇用が増えているが、職員の人員配置、人材育成については適正、的確な対応を図るとともに、健康管理や福利厚生の実施など職員が安心して働き続けられる環境づくりに努めていただくよう要望する。

### 【総務部 総務課】

#### (1) タクシー券の取り扱いについて

タクシーを使用した場合は、タクシー会社から提出された請求書と使用者が金額を記入した手書きの領収書（タクシーの半券）に基づき支払いを行っている。

今回の監査において、乗降車地と金額について整合性を欠くと思われる事例があり、使用実態を確認したところ、適正に使用されたものと認められたが、乗車人数、経路地、走行距離などが不明なため、金額の根拠を事後確認する方法を担保する必要があると考える。

担当課からは、金額に疑義がある場合は、タクシー会社に確認し、払出し整理簿に記載していくとの説明があったが、タクシー券の使用について、疑義が生じないようタクシー券の使用基準等を作成するなど透明性の向上に努めるよう要望する。

なお、タクシー券の取り扱いについては、全庁的な取り扱いとして検討いただきたい。